

平成31年第3回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成31年3月25日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時50分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 須田 幸知 主査 大森 充浩 主事 榑 有也
傍聴人	
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第11号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について</p> <p>日程第5 議案第12号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第6 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

<p>議 長</p>	<p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 3 番、4 番をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>4 番</p>	<p>日程第 2 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>日程第 2 議案第 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 4 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>24 日に現地確認をしました。1 つ目の申請地は中沢の公会堂を北へ進んだ先に位置します。現在はきれいに耕運されていました。2 つ目の申請地は 407 号線の大谷沢の交差点を西へ進み、墓地を南へ進んだところに位置します。現在は苗木が植えられており、すでに耕作されていました。</p>
<p>議 長</p> <p>2 番</p>	<p>本件担当の 2 番より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人はバラ園を経営しているほか、水稻を栽培している農家です。話を伺ったところ、以前、土地所有者の他の土地を購入した時に、申請地の購入も依頼されたとのことでした。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>11 番</p>	<p>事務局より 2 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 11 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>20 日に現地確認をしました。申請地は県道川越日高線沿いの山崎茶園を南へ進み、突き当りを西へ進んだところに位置します。譲受人がいたので話を伺ったところ、毛呂山町でも野菜を栽培しているとのことでした。申請地はきれいに管理されていました。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は、毛呂山町の農業者であり、年間の農業従事日数は 360 日、主にネギや果樹などを栽培する農業者です。</p> <p>申請地は長年除草のみされており、耕作されていませんでした。そこで譲渡人の知り合いで農業者である譲受人へ贈与することで農地の活用と譲受人の経営拡大を目的としているものです。</p>
<p>議 長</p> <p>12 番</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>所有権移転を贈与でされる理由はありますか。</p>

<p>事務局 議長 委員 議長</p>	<p>土地所有者の意向で贈与となったと思われます。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>日程第3議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>〈議案朗読〉 本件担当の12番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>12番</p>	<p>申請地は県道飯能寄居線の北平沢の信号を東に進んだ先の譲受人の母親の住宅の南側に位置します。譲受人は長男であり、市内で働いており、ここで結婚をするため、結婚を機に住宅を建築したいとのことで申請に至っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足説明させていただきます。こちらの申請は農振農用地からの除外から計画されており、昨年5月に除外申請がされ、今年1月に農用地区域から除外されています。除外申請時の住宅の排水計画は北側の母親の土地を経由して公共下水道へ排水する計画でした。しかし、農地転用申請時に再度設計をしたところ、公共下水道までの勾配が足りず排水できないことが判明したため、敷地内での処理へと排水計画が変更されています。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長 事務局 議長</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉</p>
<p>議長</p>	<p>本件担当の6番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>6番</p>	<p>19日に現地確認をし、譲受人の話を伺いました。申請地は現在野菜が栽培されていました。譲受人は譲渡人の息子で現在は自動車の修理、販売業を職業とされています。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
	<p>日程第4 議案第11号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 14 番</p>	<p>日程第4議案第11号農地法第5条の規定による許可後の計画変更について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の14番より申請地の状況について説明をお願いします。 22日に現地確認をしました。申請地は高富の信号から東へ300mほど進んだところに位置します。地番の7番20の周辺は草が刈れた状態、7番22の周辺は鉄骨平屋建ての骨組みが組まれた状態、他は砂利が敷いてある状態でした。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は倉庫用地を目的に、平成20年6月20日に農地転用許可を取得したものです。</p>
	<p>また、農地転用許可と同時に開発行為許可も取得しており、許可後、造成計画等の変更が生じたことで、平成22年10月に開発行為許可内容の変更手続きを行っております。しかしながら、農地転用許可の変更手続きがされていないことが判明したため、今回の申請手続きとなったものです。</p>
	<p>許可の変更内容につきましては、造成後の地盤高を当初より低くする変更、雨水排水の排水経路のみの変更、倉庫の建築面積を6,300㎡から6,210㎡へ変更する内容となっております。</p>
	<p>なお、許可取得から行為がされなかった理由につきましては、許可取得時に発生した世界的な金融危機（リーマンショック）により、計画していた資金計画に影響が生じ、当該計画を実行できなかったとされております。当該申請人の事情はありましたが、埼玉県と市においては、許可行為の実行などについて、指導を行っていた状況でありましたが、ようやく着手されることとなりました。</p>
	<p>許可内容の変更につきましては、造成後の地盤高については当初より低くなること、雨水排水については排水先が変わらないこと、倉庫の建築面積も軽微な変更であり、倉庫の位置や高さも変わらないことから、当初の許可内容と同等と判断できると思われま。</p>
<p>議 長 12 番</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 許可後に長期間計画が達成されなかった場合、許可の取消しということになりますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>原則は許可を取消し、元の所有者に所有権を戻すこととなります。しかし、長期間経過していることで、元の所有者が返還を拒む可能性があるため、農</p>

	<p>地へ戻すことも難しい状況になります。そのような場合に、同様の事業を行う事業者が当該計画を引き継ぐ方法もあり、その際は事業者の変更を行う手続きも考えられます。</p>
<p>2番 事務局</p>	<p>雨水の排水計画はどうなっていますか。</p>
	<p>この案件は規模が大きいため、調整池で雨を貯水し、北側の道路を経由して南小畔川に放流する計画となっております。</p>
<p>14番 事務局</p>	<p>申請人はどういった事業を行っている会社ですか。</p>
<p>議長</p>	<p>運送業、不動産など多種事業を行っている会社です。</p>
<p>委員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありません。</p>
<p>委員</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。事業計画</p>
<p>議長</p>	<p>の変更について、承認相当で意義ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第5 議案第12号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第5議案第12号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題</p>
<p>議長</p>	<p>とします。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>11番</p>	<p>〈議案朗読〉</p>
<p>6番</p>	<p>本件担当の11番、6番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>1番の申請地は県道日高川越線沿いの山崎茶園を南へ進み、高橋材木店の裏に位置します。昨年、借受人が借りた土地の隣接地であり、現在は耕運のみ</p>
<p>7番</p>	<p>みされている状態でした。</p>
<p>議長</p>	<p>2番の申請地は田波目の交差点にあるコンビニの北側の土地です。現在は</p>
<p>7番</p>	<p>雑草が多少生えている状態でした。</p>
<p>議長</p>	<p>7番より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>借受人は旭ヶ丘地区の酪農家であり、乳牛を飼育しています。話を聞いた</p>
<p>議長</p>	<p>ところ、借受人と土地所有者は知り合いであり、土地所有者から農地を借り</p>
<p>委員</p>	<p>てほしいと依頼があったとのこと。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営</p>
<p>事務局</p>	<p>基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と</p>
<p>議長</p>	<p>いうことよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し</p>
<p>事務局</p>	<p>てください。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>〈議案朗読〉</p>
<p>議長</p>	<p>本件担当の3番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>

<p>3 番</p>	<p>23日に現地確認をしました。申請地は高萩の交差点を南に進み、谷雲寺の向かい側の道路を東に進んだところに位置します。地番1112番3はきれいに管理されており、1112番と1114番1の土地の一部には、ネギが作付けされていました。</p>
<p>議 長 1 番</p>	<p>1番より申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は露地野菜を栽培しており、栽培した作物は直売所に出荷しているとのことです。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 7 番</p>	<p>事務局より3番の朗読をお願いします。 <議案朗読> 本件担当の7番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>申請地は高萩北小学校から南西の方角の土地になります。申請地はハウスが3棟あり、きれいに耕作されていました。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 借受人は、平成28年4月に、いるま野地域明日の農業担い手育成塾へ入塾し、当該利用権設定地を研修地として、2年間の模擬経営研修を実施し、4月から農業者として営農を開始する方となります。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>営農類型は施設園芸としており、研修期間中は直売所やスーパーなどへ出荷し、年間約〇〇〇万円の売り上げを出しております。</p>
<p>議 長 12 番 事 務 局</p>	<p>新規就農者として、個人で農地を借受けて営農していくこととなります。 ご審議、よろしくお願いたします。 質疑がありましたらお願いします。 借受人の年齢を教えてください。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>〇〇歳です。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>

<p>議 長 事 務 局 議 長 7 番</p>	<p>事務局より 4 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の 7 番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は高萩北中学校を西に進んだ土地です。現在はにんにくが栽培されて いました。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 借受人は、平成 28 年 4 月に、いるま野地域明日の農業担い手育成塾へ入塾 し、当該利用権設定地を研修地として、2 年間の模擬経営研修を実施し、4 月から農業者として営農を開始する方となります。 営農類型は露地野菜としており、研修期間中は直売所やホームセンターな どへ出荷し、年間約〇〇〇万円の売り上げを出しております。 新規就農者として、個人で農地を借受けて営農していくこととなります。 ご審議、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 11 番 事 務 局 議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 借受人は何歳ですか。 〇〇歳です。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営 基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し てください。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 11 番</p>	<p>事務局より 5 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の 11 番より申請地の状況について説明をお願いします。 20 日に現地確認をしました。申請地は先ほどの議案 1 の案件の場所から北 西へ進み信号を南へ進み、青葉電気の向かいの道路を進んだ先に位置します。 申請地はネットで覆われており、キウイが栽培されてきました。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 借受人は飯能市の農業者であり、主に梨、キウイ、ブドウ、栗といった果 樹を栽培しています。申請地は平成 27 年から申請人が利用権を設定している 土地で引き続き耕作するため、更新を目的として申し出に至っております。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営 基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことでよろしいでしょうか。</p>

委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
議長 事務局 議長	<p>事務局より6番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の7番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
7番	<p>申請地は旭ヶ丘の高萩北小学校の近接地です。借受人は貸付人の息子でトマトやキュウリをハウスにて栽培しています。農家証明取得のために父親の経営地の一部を借りるとのことでした。</p>
議長 13番 事務局	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>借受人はなぜ農家証明が必要なのですか。</p> <p>借受人は農家住宅を建築する計画があるため、農家証明を必要としています。ですが、現在の状態では貸付人と借受人の住所が異なり、証明取得の要件を満たさないため、農家証明を取得できません。そのため、借受人自身の経営地とするため、利用権設定の申出に至っております。また、農家証明の件とは関係なく、今後のことを考えて自分でも経営地の一部を借り受けて経営をしていきたいとのことでした。</p>
2番 事務局 議長 委員 議長	<p>借受人は結婚していますか。</p> <p>結婚しています。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。</p>
委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
議長 事務局 議長 8番	<p>事務局より7番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の8番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>20日に現地確認をしました。申請地は県道飯能寄居線から西側にある町田ファームというブルーベリー農園のさらに西側に位置します。現在はきれいに管理されていました。以前は農協の研修生が利用していましたが、研修を途中でやめるため、他の研修生が利用するとのことでした。</p>
議長 事務局	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地はいるま野地域明日の農業担い手育成塾へ入塾する新規に就農を目指す人材の研修地とするための設定となります。なお、研修生は現在研修1</p>

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>年目であり、営農類型は露地野菜です。今回、経営地をさらに拡大することを目的に申し出に至っております。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことでよろしいでしょうか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>日程第 6 専決処分の報告について 日程第 6 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印